

申請手数料表

株式会社 確認サービス
URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 適合証明業務手数料（課税対象）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

- 業務区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域
- 対象建築物等：一戸建て住宅、共同住宅等
- 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で申請を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。

◆ 新築住宅

● 一戸建て住宅及び長屋（1住戸ごと）

- 手数料は表1-1の基本手数料（設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の合計）と表1-2の加算手数料との合計とします。
- 表-20に示す市町村等は、中間・竣工現場検査申請時（現場検査が不要な場合、建築確認申請の検査と同時に進行場合は除く）に棟毎に地域割増手数料を受領します。
- 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、12,000円に表-20の地域割増手数料を加算した額とします。
- 軽微な変更の場合は、申請毎に表1-3の手数料（①～②の合計）を受領します。

（表1-1）基本手数料

単位：円

	設計検査	中間現場検査		竣工現場検査 ・適合証明	合計	
		実施	省略※1		中間実施	中間省略
通常申請	（建築確認申請を当機関に申請）	28,000	20,000	－	22,000	70,000
	（建築確認申請を当機関以外に申請）	42,000	30,000	－	33,000	105,000
竣工済特例	（建築確認申請を当機関に申請）	30,000			42,000	72,000
	（建築確認申請を当機関以外に申請）	45,000			63,000	108,000
建設住宅性能評価活用（当該申請を当機関に申請）				11,000	11,000	
長期優良住宅・設計住宅性能評価活用（当該申請を当機関に申請）		20,000	－	22,000	42,000	22,000

※1 住宅瑕疵担保保険の検査または建築基準法の中間検査を当機関で実施したものは中間現場検査を省略することができます。

（表1-2）【フラット35】S（金利Bプラン、金利Aプラン及びZEH基準）に係る加算手数料※1

単位：円

加算項目（Sの種別）		加算手数料
省エネルギー性 （認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の場合を除く）		11,000
耐震性	当機関において構造審査を実施済で変更が無い場合	11,000
	上記以外	44,000
バリアフリー性		44,000
耐久性・可変性（長期優良住宅の場合を除く）		22,000
ZEH基準	当機関のBELS評価書、認定書等※2※3による場合	11,000
	他機関のBELS評価書、認定書等※2※3による場合	22,000
	BELS評価書、認定書等※2※3によらない場合	44,000

※1 当機関において設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

※2 認定書等：次の書類により当該基準を満たすことが確認できるものを指します。

- ・認定低炭素住宅であることを証する書類
- ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類
- ・長期優良住宅であることを証する書類
- ・設計住宅性能評価書
- ・省エネ適合性判定通知書

※3 認定書等の書類を活用する場合は、ZEH Orientedに限ります。

（表1-3）手数料

単位：円

軽微な変更	①「耐震性」の審査に係る変更	11,000
	②技術基準※1の審査に係る変更	6,000×項目数

※1 表1-2の項目（耐震性を除く）及び準耐火・耐火構造等の技術基準に限ります。

● 共同住宅等

1. 手数料は表2-1の基本手数料（設計検査、竣工現場検査・適合証明の合計）と表2-2の加算手数料との合計とします。
2. 表20に示す市町村等は、竣工現場検査申請時（現場検査が不要な場合、建築確認申請の検査と同時に行う場合は除く）に棟毎に地域割増手数料を受領します。
3. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、別途見積とします。
4. 【フラット35】Sの変更で再申請が必要な場合の手料金は、「戸別申請」が12,000円×変更に係る戸数、「登録マンション申請」が5,000円×変更に係る戸数とします。（耐震性の場合は、11,000円×変更に係る棟数とします。）
5. 【フラット35】Sの追加で再申請が必要な場合の手料金は、「戸別申請」が12,000円×追加に係る戸数と表2-2の加算手数料、「登録マンション申請」が5,000円×追加に係る戸数と表2-2の加算手数料との合計とします。（耐震性の場合は、表2-2の加算手数料（棟数は、変更に係る棟数）とします。）
6. 軽微な変更の場合は、別途見積りとします。

(表2-1) 基本手数料

単位：円

			設計検査	竣工現場検査・適合証明	合計
通常申請	(戸別申請)	(設計住宅性能評価又は長期優良住宅を当機関に申請)		12,000×戸数	12,000×戸数
		(建築確認申請を当機関に申請)	5,000×戸数	12,000×戸数	17,000×戸数
		上記以外	12,000×戸数	23,000×戸数	35,000×戸数
	(登録マンション申請)	(設計住宅性能評価又は長期優良住宅を当機関に申請)		57,000×棟数	57,000×棟数
		(建築確認申請を当機関に申請)	23,000×棟数+2,000×戸数	57,000×棟数+3,000×戸数	80,000×棟数+5,000×戸数
		上記以外	12,000×戸数	23,000×戸数	35,000×戸数
建設評価活用※1	(戸別申請)			12,000×戸数	12,000×戸数
	(登録マンション申請)			5,000×戸数(上限80,000×棟数)	5,000×戸数(上限80,000×棟数)

※1 建設住宅性能評価書を既に取得済で現場検査が不要なものに限ります。

(表2-2) 【フラット35】S（金利Bプラン、金利Aプラン及びZEH基準）に係る加算手数料※1

単位：円

加算項目（【フラット35】Sの種別）		加算手数料
省エネルギー性 (認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の場合を除く)		22,000×棟数+3,000×戸数
耐震性	当機関において構造審査を実施済で変更が無い場合	11,000×棟数
	上記以外	44,000×棟数
バリアフリー性		44,000×棟数+3,000×戸数
耐久性・可変性（長期優良住宅の場合を除く）		33,000×棟数+3,000×戸数
ZEH基準	当機関のBELS評価書、認定書等※2※3による場合	22,000×棟数+3,000×戸数
	他機関のBELS評価書、認定書等※2※3による場合	44,000×棟数+3,000×戸数
	BELS評価書、認定書等※2※3によらない場合	66,000×棟数+3,000×戸数

※1 当機関において設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

※2 認定書等：次の書類により当該基準を満たすことが確認できるものを指します。

- ・認定低炭素住宅等であることを証する書類
- ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類
- ・長期優良住宅であることを証する書類
- ・設計住宅性能評価書
- ・省エネ適合性判定通知書

※3 認定書等の書類を活用する場合は、ZEH Orientedに限ります。

◆ 賃貸住宅融資

- 手数料は表 3-1 の基本手数料と表 3-2 の加算手数料との合計とします。
- 表 20 に示す市町村等は、竣工現場検査申請時（現場検査が不要な場合、建築確認申請の検査と同時にを行う場合は除く）に棟毎に地域割増手数料を受領します。
- 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、15,000 円 に表 20 の地域割増手数料を加算した額とします。
- 表 3-2 の項目の変更で再申請が必要な場合の手手数料は、12,000 円×変更に係る戸数とします。
- 表 3-2 の項目の追加で再申請が必要な場合の手手数料は、12,000 円×追加に係る戸数と表 3-2 の加算手数料との合計とします。
- 軽微な変更の場合は、別途見積りとします。

（表 3-1）基本手数料

単位：円

	他の引受業務（予定含む）	基本手数料
・賃貸住宅融資（省エネ住宅） ・賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅） ・まちづくり融資（賃貸住宅）	建築確認申請を当機関に申請 （住宅性能評価を当機関に申請の場合を除く）	44,000×棟数 + 4,000×戸数
	住宅性能評価を当機関に申請	33,000×棟数
	上記以外	33,000×戸数

（表 3-2）加算手数料※1

単位：円

優良な賃貸住宅基準の適用		加算手数料		
・ 賃貸住宅融資（省エネ住宅） ・ 賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅） ・ まちづくり融資（賃貸住宅）	有※2	省エネルギー性	当機関のBELS評価書、認定書等※3※4による場合 他機関のBELS評価書、認定書等※3※4による場合 BELS評価書、認定書等※3※4によらない場合	22,000×棟数+3,000×戸数 44,000×棟数+3,000×戸数 66,000×棟数+3,000×戸数
		耐久性・可変性	長期優良住宅（当機関の審査による場合） 長期優良住宅（他機関の審査による場合）	22,000×棟数+3,000×戸数 44,000×棟数+3,000×戸数
			安全性・防犯性	賃貸住宅融資（省エネ住宅） 又は、まちづくり融資（賃貸住宅）のみ選択可能
		遮音性	賃貸住宅融資（省エネ住宅） 又は、まちづくり融資（賃貸住宅）のみ選択可能	6,000×戸数
			無	

※1 設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

※2 優良な賃貸住宅基準を複数選択する場合は各手数料の合計とします。

※3 認定書等：次の書類により当該基準を満たすことが確認できるものを指します。

- ・長期優良住宅であることを証する書類
- ・設計住宅性能評価書
- ・省エネ適合性判定通知書

※4 認定書等の書類を活用する場合は、ZEH Orientedに限ります。

◆ 中古住宅

- 手数料は表 4-1 または表 4-2 の手数料とします。
- 表 20 に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
- 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表 20 の地域割増手数料を加算した額とします。

（表 4-1）一戸建て等

単位：円

	手数料
フラット35、フラット35S、財形住宅融資等	220,000

（表 4-2）マンション

単位：円

	手数料
フラット35、フラット35S(中古タイプ)、財形住宅融資等 ※1	220,000/戸

※1 らくらくタイプ、S(中古タイプを除く)の手手数料は、見積りと致します。

◆ リノベ

1. 手数料は表 5-1 または表 5-2 の手数料とします。
2. 表-20 に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
3. 現場検査が複数回必要な場合は、地域割増手数料を検査回数分加算します。
4. 建築確認申請の検査と同時に検査を行う場合は、当該検査の地域割増手数料を加算しません。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表-20 の地域割増手数料を加算した額とします。

(表 5-1) 一戸建て等

単位：円

	手数料	事前確認省略ありの場合
フラット35、フラット35S	275,000	-30,000

(表 5-2) マンション

単位：円

	手数料	事前確認省略ありの場合
フラット35、フラット35S	275,000/戸	-30,000/戸

◆ リフォーム融資

1. 手数料は表 6-1 または表 6-2 の手数料とします。
2. 表-20 に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
3. 現場検査が複数回必要な場合は、地域割増手数料を検査回数分加算します。
4. 建築確認申請の検査と同時に検査を行う場合は、当該検査の地域割増手数料を加算しません。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表-20 の地域割増手数料を加算した額とします。

(表 6-1) 一戸建て等

単位：円

	手数料
耐震改修、グリーンリフォーム、高齢者向け返済特例、財形住宅	220,000

(表 6-2) マンション

単位：円

	手数料
耐震改修、グリーンリフォーム、高齢者向け返済特例、財形住宅	220,000

◆ 賃貸住宅リフォーム融資

1. 手数料は表 7 の手数料とします。
2. 表-20 に示す市町村等は、棟毎に地域割増手数料を加算します。
3. 建築確認申請の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。
4. 現場検査（竣工検査）が不要な手続きは、地域割増手数料を加算しません。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表-20 の地域割増手数料を加算した額とします。

適合証明書を交付するのに必要な手数料

(表 7) 賃貸住宅リフォーム融資

単位：円

	手数料
・賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット) ・賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅) ・賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修) ・賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)	別途見積り

◆ 住宅融資保険

1. 手数料は表 8 の手数料とします。
2. 表-20 に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
3. 現場検査が複数回必要な場合は、地域割増手数料を検査回数分加算します。
4. 建築確認申請の検査と同時に検査を行う場合は、当該検査の地域割増手数料を加算しません。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表-20 の地域割増手数料を加算した額とします。

(表 8) 手数料

単位：円

	手数料
住宅融資保険(耐震評価基準、部分的耐震改修工事)	別途見積り

◆地域割増手数料

地域割増手数料・料金地域表 (表-20)

(税込) 単位 : 円

地域名	割増額	対象地域 (都市計画区域内)			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	16,000	多治見市 土岐市 瑞浪市 御嵩町	熱海市 伊東市 伊豆市		いなべ市
B 地域	29,000	郡上市 八百津町	下田市 河津町 東伊豆町 南伊豆町		亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菟野町
C 地域	42,000	恵那市 中津川市			伊賀市 伊勢市 志摩市 鳥羽市 名張市 玉城町 南伊勢町
見積地域	別途見積額	下呂市 高山市 飛騨市			尾鷲市 熊野市 御浜町 紀北町 紀宝町

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域 (都市計画区域内)			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	16,000	上尾市 蓮田市 北本市 桶川市 白岡市 坂戸市 日高市 幸手市 鶴ヶ島市 伊奈町 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町	印西市 佐倉市 八街市	奥多摩町 檜原村	小田原市 逗子市 秦野市 伊勢原市 平塚市 南足柄市 箱根町 湯河原町 開成町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 真鶴町 葉山町
B 地域	29,000	久喜市 鴻巣市 加須市 羽生市 行田市 熊谷市 東松山市 飯能市 小川町 越生町 滑川町 鳩山町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 栄町 酒々井町		相模原市の一部 (緑区の一部※1) 横須賀市 松田町 山北町 清川村 愛川町

C 地域	42,000	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 横芝光町 神崎町 長柄町 九十九里町 長生村		三浦市
見積地域	別途見積額		島しょ部	

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

※2 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域（都市計画区域内）			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	16,000				
B 地域	29,000	つくば市 土浦市 つくばみらい市 守谷市 取手市 牛久市 龍ヶ崎市阿見町			富士吉田市 都留市 西桂町 富士河口湖町 山中湖村 忍野村
C 地域	42,000	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 高萩市 常陸太田市 那珂市 ひたちなか市 北茨城市 常陸大宮市 水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 下妻市 常総市 坂東市 かすみがうら市 八千代町 境町 五霞町 茨城町 大洗町 城里町 東海村 太子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山市 さくら市 小山市 那須塩原市 大田原市 下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 壬生町 上三川町 野木町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻町 長野原町 みなかみ町 榛東村	大月市 上野原市 韭崎市 南アルプス市 甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町 身延町
見積地域	別途見積額				

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域（都市計画区域内）			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	16,000	近江八幡市 東近江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町	亀岡市 井手町		太子町 西脇市 姫路市 福崎町
B 地域	29,000	甲良町 多賀町 甲賀市 日野町	南丹市 京丹波町 宇治田原町		相生市 たつの市 丹波篠山市 淡路市 市川町 神河町 多可町
C 地域	42,000	高島市	綾部市 福知山市 笠置町 和束町 南山城村		朝来市 宍粟市 丹波市 佐用町 赤穂市 洲本市 上郡町 南あわじ市
見積地域	別途見積額		舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町		養父市 豊岡市 香美町 新温泉町

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

地域名	割増額	対象地域（都市計画区域内）		
		奈良県	和歌山県	前記 18 都府県以外の 29 道県
A 地域	16,000	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市	和歌山市 岩出市 紀の川市	
B 地域	29,000	高取町 大淀町 明日香村 五條市	海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町	
C 地域	42,000	曽爾村 山添村 宇陀市 吉野町 東吉野村 下市町	有田市 有田川町	
見積地域	別途見積額	御杖村 川上村 十津川村 上北山村 野迫川村 下北山村 黒滝 村 天川村	高野町 広川町 湯浅町 由良町 日高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 上富田町 日高川町 みなべ町 北山村	北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、 長野県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※1 都市計画区域外はすべて見積地域となります。

1. 確認検査（建築物）、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。